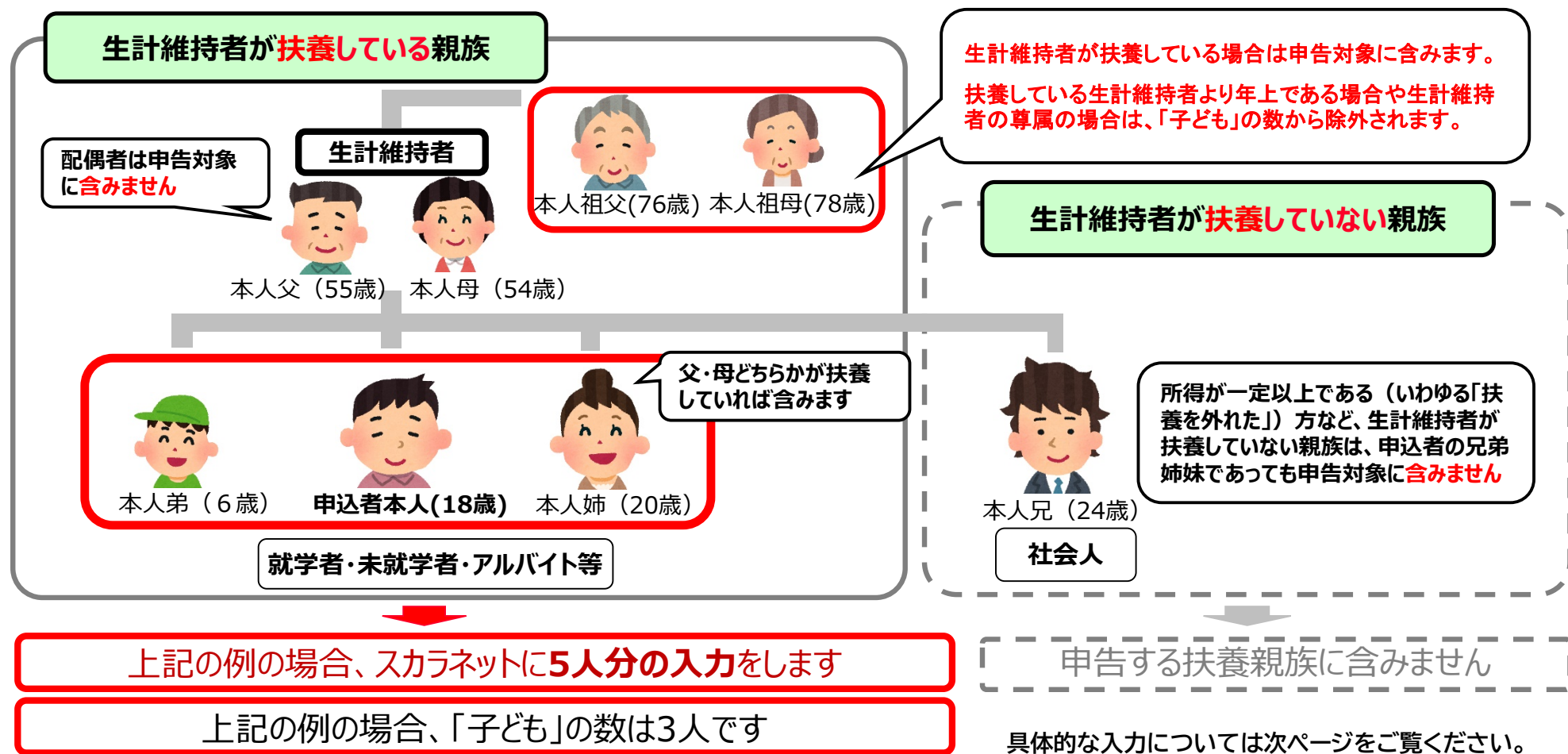


扶養親族及び「子ども」の範囲について（スカラネットで申告するときの考え方）

奨学金申込時等に生計維持者の「扶養親族」及びその扶養親族の属性（子どもか、年下か等）を入力していただくことで、機構にて「子ども」に該当するか否かを判定し、多子世帯の判定を行います。

申告する扶養親族は、生計維持者2名（原則父母）のどちらかが住民税の扶養親族（前ページ参照）としている人です。
ここでは、奨学金の申込みの際に、スカラネットにどのように入力するのか、その考え方を例示します。



生計維持者の扶養親族のスカラネット入力

スカラネット「家族情報」画面にて、生計維持者の扶養親族全員(前ページの例では5人)の情報を入力していただきます。

生計維持者との関係 「申込者本人」
扶養している生計維持者より「年下」

申込者本人(18歳)

生計維持者との関係「生計維持者の子ども」
扶養している生計維持者より「年下」

本人姉(20歳)

生計維持者との関係「生計維持者の子ども」
扶養している生計維持者より「年下」

本人弟(6歳)

「子ども」の数に含まれません。

生計維持者との関係「その他」
扶養している生計維持者より「年上」

本人祖父(76歳)

生計維持者との関係「その他」
扶養している生計維持者より「年上」

本人祖母(78歳)

「子ども」の数は、「申込者本人」「生計維持者の子ども」「年下」の合計です。
この例では「子ども」の数は3人となります。



生計維持者との関係 「申込者本人」
扶養している生計維持者より「年下」

申込者本人(18歳)



生計維持者との関係「生計維持者の子ども」
扶養している生計維持者より「年下」

本人姉(20歳)



生計維持者との関係「生計維持者の子ども」
扶養している生計維持者より「年下」

本人弟(6歳)

「子ども」の数に含まれません。



生計維持者との関係「その他」
扶養している生計維持者より「年上」

本人祖父(76歳)



生計維持者との関係「その他」
扶養している生計維持者より「年上」

本人祖母(78歳)

ここで得られた
「子ども」の数と

生計維持者全員の
住民税情報における
扶養親族の数の合計

これらと比較し
小さい方が3以上
であれば
多子世帯として判定
されます。

(注)
この例では申込者本人が
生計維持者に扶養されて
いるため多子世帯になります。
多子世帯と判定されるには、
この数が3以上であることに
加えて、申込者本人も扶養
されている必要があります。

住民税情報における扶養親族の数については次ページをご覧ください。

住民税情報における扶養親族の数

機構において生計維持者の住民税情報から取得する扶養親族の数は、「特定」「16歳未満」「その他」数の合計となります。
 (「その他」は「一般」と記載されることがあります。)

例えば以下のものでご自身でも確認することができます。

マイナポータルで確認できる
地方税情報
(マイナンバーカード及び読取用端末が必要です)

個人住民税情報	
～ 中 略 ～	
扶養控除情報	
一般	
特定	
老人	
同老	
16歳未満扶養者数	

扶養親族の数

「特定」

「16歳未満」

「その他」
(又は「一般」)

課税証明書

生計維持者に「70歳以上の『子ども』」がいる場合、その者を多子世帯の判定のための「子ども」の数に含むには、別途申告が必要です。このため、以下に該当する場合は、学校までお申し出ください。

- ・生計維持者自身が70歳以上であり、生計維持者より年下かつ70歳以上の親族を扶養している場合で、その者を含めると「子ども」の数が3人以上になる。
- ・生計維持者が70歳以上の実子・養子等を扶養している場合で、その者を含めると「子ども」の数が3人以上になる。

(例)生計維持者が75歳で、その弟(71歳)を生計維持者が扶養している場合
この場合、スカラネットには図のとおり入力が必要です。
スカラネットに入力したうえで、学校に申し出てください。



本人叔父(71歲)

生計維持者との関係「その他」
扶養している生計維持者より「年下」